**たわらマルシェ出店要項**

１.事業目的

田原地域にある未利用地を活用したイベントを行うことで地域の活性を目指す。

またイベントを通して地域の魅力発信をする。

２．開催日時 1回目 令和７年９月２８日(日)　10：00～15：00

　　　　　　　　　　2回目 令和７年１２月７日(日) １０：00～14：00

　　※その他、実行委員会が定める日程を追加する場合があります。

３．会場 アカカベ田原台店横の未利用地

　　　　　　　　　　　(雨天時)　グリーンホール田原

　　　　　　　　　　　※前日午前８時時点で当日の予報が雨の場合は、グリーンホール田原での開催とし、イベント実行委員会代表から各出店者へ連絡します。

　　　　　　　　　　　※暴風警報、大雪警報発令など、グリーンホール田原休館時は中止

４．参加区分

　１）実行委員会役員

　　 実行委員会名称「たわらマルシェ実行委員会」として参加いただく場合は、

年複数回の会議に要参加、出店者の調整、出店にかかる場所やチラシ等の作成等を担っていただきます。

　２）一般出店者

　　　イベント当日のみの参加（当日準備・片付けを含む）イベントに関する決定事項や出店場所の配置は、実行委員会に一任となります。

　３）キッチンカー出店者

　　　キッチンカーを使用して、出店される方。出店場所は実行委員会に一任となります。ただし、出店料の参加区分はキッチンカーとなります。

　４）ミニブース出店者

　　　これからイベント等での出店を考えている方。出店場所は実行委員会に一任となり、お店に車の横づけはできません。

　　　「たわらマルシェ」に初めて出店される方が優先となります。

５．出店区画　　 1区画　３.０ｍ×3.０ｍ程度

　　　　　　　　　　　ミニブース　2.0ｍ×2.0ｍ程度

※出店者数により変更する場合があります。

６.出店条件

（１）出店者が四條畷市在住・在勤・在学であること、または四條畷市内に事務所又は店舗があること

（２）事業目的を理解していること

（３）食品を販売する場合は食品衛生法上の営業許可を有すること

（４）出店に必要な備品（テント・机・椅子）、火気を使用する場合は消火器を

用意すること

（ミニブース出店条件）

（１）上記（１）～（４）すべての条件を満たしていること

（２）「たわらマルシェ」に初めて参加される方が優先

7．出店料　 たわらマルシェ実行委員会が決定した金額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 参加区分 | 販売なし | 販売あり |
| 実行委員会役員 | 基本料 ５００円 | 基本料　1,000円＋売上の５％  （売上が３万以上の場合） |
| 一般出店者 | 基本料1,000円 |
| キッチンカー出店者 |  | 基本料　2,000円＋売上の５％ |
| ミニブース出店者 | 基本料 500円 | 基本料 500円 |

※出店料に関しては、申込確定後イベント実行委員会代表から連絡をします。

キャンセルされた場合でも、出店料を返金することができません。

※出店料はイベント保険・チラシ作成等に使用予定です。

※売上の5％について、100円未満は切り捨てとなります。

8. 出店申込について

　　申込期間：令和７年４月28日（月）～５月30日（金）

　　申込定員：９月開催　　キッチンカー５台　店舗10まで

　　　　　　　　　　　　　　　　　ミニブース　６

　　　　　　　　 １２月開催　キッチンカー５台　店舗10まで

　　　　　　　　　　　　　　　　 ミニブース　６

　　※申込は、出店を確約するものではございませんので、ご了承ください。

　出店決定のお知らせを後日させていただきます。

また応募多数の場合は、実行委員会で調整させていただきます。

９．その他注意事項

・出店に必要な備品（椅子・机・テントなど）は各自で準備してください。

・法律に反するもの・生き物の販売は禁止です。

・販売品に関して、市では一切の責任は負いません。

・違法駐車など近隣住民・店舗への迷惑行為はしないでください。

・当日の搬出入時間は、出店者確定後に決定します。

・会場内への車の乗り入れは可能です。(各店舗１台のみ)イベント開催時間中の車の出し入れは出来ません。

ミニブースの出店の方は車の乗り入れはできません。

・出店者の駐車場はグリーンホール田原屋外駐車場です。

・搬入時のみアカカベ田原台店の駐車場の一時利用が可能です。

（午前８時３０分以降）。

・会場はきれいに使用し、ゴミは各自でお持ち帰りください。

10.出店者の制限

　　　出店する法人または代表者もしくは個人が次に該当する場合は出店できません。

1. 制限能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者）
2. 申込業種について、申込日から過去３年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者
3. 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者
4. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条二～六までに規定する暴力団の構成員等に該当するものでないこと。また暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していないこと
5. 政治性、宗教性のある事業者
6. 公序良俗に反する者その他事業の円滑な運営に支障をきたすと認められるもの